

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|----------|---------------------|---|
| 許認可等の内容 | | 一般廃棄物処分量の許可の更新 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項 |
| 所管部課係名 | | 市民生活部環境課生活環境係 |
| 審査基準 | 関係条項 | |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | <p>法第7条第7項の規定による。</p> <p>第7条 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (一般廃棄物処理業の許可)</p> <p>第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、新座市一般廃棄物処理業許可(更新)申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第7条第1項又は第2項の規定により前項の申請を行う者は、同項に規定する申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法人にあっては定款の写し及びその者の登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村が発行する身分証明書</p> <p>(2) 法人にあっては法人税又は法人事業税の納税証明書及び法人市民税の納税証明書、個人にあっては所得税又は市県民税の納税証明書</p> <p>(3) 一般廃棄物処理業申告書</p> <p>(4) 事業計画書</p> <p>(5) 業務経歴書</p> <p>(6) 新座市内従業者名簿</p> <p>(7) 契約事業所一覧表</p> <p>(8) 委託契約報告書</p> <p>(9) 保有車両一覧表</p> <p>(10) 本市における一般廃棄物の収集及び運搬の用に供しようとする運搬車の自動車検査証の写し、写真及び保管場所の案内図</p> <p>(11) 事業所の案内図</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面</p> |

| | | |
|--------|-------------------------|--|
| | | <p>3 法第7条第6項又は第7項の規定により第1項の申請を行う者は、同項に規定する申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第8号までに掲げる書面</p> <p>(2) 最終処分以外の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書面</p> <p>(3) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真</p> <p>(4) 一般廃棄物の処理施設の付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理施設を自ら所有する場合にあつてはそれを証明する書面、借用する場合にあつてはその契約書の写し</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面</p> <p>4 法第7条第2項又は第7項の規定により行われる第1項の申請については、市長は、前2項の規定により申請書に添付すべき書面の一部を省略することができる。</p> <p>5 法第7条第2項又は第7項の規定により第1項の申請を行う者は、従前の許可の有効期間が満了する日の30日前までにその申請を行わなければならない。</p> <p>6 第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、許可又はその更新の可否を決定し、新座市一般廃棄物処理業許可（更新）・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更） |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 （未設定の場合はその理由） | 30日 |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更） |